

人権だより

平成28年3月16日発行

第10号

人権課

☎229-3165 FAX 229-3366

人権は、私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や信条、性別を超えて万人に共通した一人一人に備わった権利です。

平成18年1月1日、10の市町村が合併し、新しい津市が誕生してから10年が経過しました。合併前の各市町村では、まちの発展のため、さまざまな取り組みが行われましたが、人権が尊重されるまちづくりについても重要項目として位置付けて、取り組みが進められてきました。

新津市誕生後も、各市町村が築いてきた人権尊重の取り組みや成果を継承し、さらに同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを推進することで、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、平成18年9月に、「人権が尊重される津市をつくる条例」を制定しました。

本市では、この条例に基づいた人権施策基本方針に従い、人権施策を推進していますが、今もな

お、さまざまな人権問題が生じているのが現状です。

これらの人権に関する問題の解決には、一人一人が人権問題を正しく理解し、後世に残さず、なくしていくという強い意識を持ち、行動することが大切です。

本市では、市民の皆さんに人権について考えてもらうため、毎年、市内各所で人権講演会や市民人権講座を開催しています。

今後も、皆さんと共に一人一人の人権が尊重される津市の実現に向けて、総合的、計画的に人権施策を推進していきます。



「男は仕事、女は家庭」と決めつけていませんか？

皆さんが、普段何気なく使っている言葉や考え方の中に「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的に捉える意識は残っていませんか。

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、日本の社会には今なお根強く残っています。そういった意識は、男女共に仕事と家庭を両立しづらい職場の雰囲気やセクシュアルハラスメントの背景になるなど、男性を中心とした雇用慣行の大きな要因となっていて、女性の社会進出を妨げることもつながっています。

日本の15歳から64歳までの女性の就業率は、平成26年に63.6%となり、以前と比べると着実に増加していますが、一方、就業を希望しているものの育児・介護などを理由に働いていない女性は、約300万人に上ります。また、



子育て期の女性に焦点を当てると、第一子出産を機に約6割の女性が離職するなど出産・育児を理由に離職する女性は多く、20代後半の女性の就業率は75.7%であるのに対し、多くの人が出産・子育て期を迎える30代の女性の就業率は68.2%と低い水準にとどまっています。

さらに、管理的職業従事者における女性の割合は11.3%と低い水準にとどまっていて、近年、増加傾向にあるものの、欧米諸国やシンガポール、フィリピンといったアジア諸国と比べて低い状況にあります。

このように、働く場面において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況もあり、働くことを希望する女性が、それぞれの希望に応じた働き方を実現できるように社会全体として取り組んでいくことが求められます。

性別にとらわれることのない、全ての人働きやすい職場や、全ての人自分の力を発揮できる社会をつくるために、身近な関係を見つめ直してみてはいかがでしょうか。